

ひとり親家庭のために

(1) ひとり親家庭のための支援

ひとり親家庭の方が利用できる制度の内容や問合せ先などについては、市ホームページ内の「まなざし ひとり親家庭サポートガイドブック」に、詳細を掲載していますので、御活用ください。

川崎市ひとり親サポートガイドブック

検索

冊子版の主な配布場所

各区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、母子・父子福祉センターサン・ライヴ

メルマガ・X（旧 Twitter）・LINE による情報発信

川崎市では、ひとり親家庭の方向けの様々な支援制度やイベント等の情報を3つのツールによりタイムリーに発信しています。お気軽にご登録ください。

◇ひとり親家庭応援メルマガ
(メルマガジン)

◇ひとり親支援LINE

◇公式ツイッター



問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
TEL200-2672 FAX200-3638

母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業相談、弁護士による法律相談（離婚前の相談も可能）、1級ファイナンシャルプランナーによる生活・家計相談、パソコン講座等の様々なセミナーのほか、給付金等を活用した資格取得についても相談ができ、以下の制度等の申請窓口にもなっています。

●日常生活支援（エンゼルパートナー）制度

母子・父子家庭・寡婦の方で、一時的な事由等で日常生活にお困りの方に、家庭生活支援員を派遣して、生活援助・子育て支援サービスを行う制度です。

・派遣回数

原則、月10日かつ一年度240時間まで

●高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が看護師・介護福祉士・保育士等の資格取得を目的に6か月以上の養成機関に修業する場合で資格の取得が見込まれる時に、訓練促進給付金と修了支援給付金を支給します。

●自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が、仕事に就くために必要な専門資格の取得を目指す講座（厚生労働省指定の一般教育訓練講座、特定一般教育訓練講座及び専門実践教育訓練講座）を受講する際に、受講料等費用の一部を給付します。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する際に受講開始時給付金、受講を修了した際に受講修了時給付金、試験に合格した場合には合格時給付金を給付します。

●高等職業訓練促進資金貸付事業（（福）川崎市社会福祉協議会が実施）

1 訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金を受給して資格取得を目指す場合に、入学準備金及び就職準備金をお貸しします。（返済免除の要件あり）

2 住宅支援資金

高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受給するなどして資格取得を目指す場合に、入居している賃貸住宅の賃料の一部をお貸しします。
（返済免除の要件あり）

問合せ先

母子・父子福祉センターサン・ライヴ TEL733-1166

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母とその子、父子家庭の父とその子、寡婦の方とその子に修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金などを申請に基づき審査の上、お貸しします。

問合せ先

区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション
TEL113・114 ページ参照

児童扶養手当

24 ページ参照

ひとり親家庭等医療費助成制度

27 ページ参照

養育費確保支援事業

ひとり親家庭の方が養育費の回収等のために、弁護士や保証会社等と契約した場合の費用を上限額8万円まで補助します。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
TEL200-2672 FAX200-3638

公正証書等作成費補助金

養育費の取り決めのための弁護士等への相談費用や養育費の取り決め内容を記した公正証書等の作成に要する費用等を上限5万円まで補助します。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
TEL200-2672 FAX200-3638

シングルマザーの仲間づくり（つくし会）

母子家庭や子どもが成人した寡婦の方限定で、親子で参加できる様々なイベントや会員同士の交流会を、年間を通して企画しています。（「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称です。）

問合せ先

（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会 TEL733-1166

シングルマザーのための自立支援

独自に持つ、MES(ミーズ)就職支援プログラムにて、シングルマザーの就職・転職をサポート。生活安定を一緒に目指します。

問合せ先

（一社）日本シングルマザー支援協会 TEL045-534-8849



母子生活支援施設

母子世帯で、事情により児童（18歳未満）の福祉に影響があり、保護及び自立支援を必要としているときに、入所利用できます。

母子生活支援施設 問合せ先

区役所地域みまもり支援センター地域支援課（地域サポート係）

地区健康福祉ステーション（地区支援担当） TEL113・114 ページ参照

ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成事業

児童扶養手当受給世帯または川崎市ひとり親等家庭医療費助成の医療証をお持ちの世帯の高校生等の通学費用を助成します。ご購入いただいた通学定期券のコピーを添えて申請してください。認定基準があります。通信制高校等で通学定期券が購入出来ない場合はお問合せください。

※生活保護を受けている場合は生活保護で同様の支援が実施されていますので担当ケースワーカーにお問合せください。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

TEL200-2709 FAX200-3638

ひとり親家庭等通勤交通費助成事業

児童扶養手当受給世帯または川崎市ひとり親等家庭医療費助成の医療証をお持ちの世帯の親が、就労先から通勤手当の支給がない、又は一部のみ支給されている場合、公共交通機関を利用する通勤交通費の実費負担相当額（月額9,000円を上限）を助成します。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

TEL200-2709 FAX200-3638

川崎市学習支援・居場所づくり事業

ひとり親家庭の小学生3年生～中学3年生を対象に、週1～2回、学習習慣の定着から受験対策までの個別型の学習サポート・あいさつや時間を守る習慣を身につける支援をしながら、安心して過ごせる居場所を提供しています。（無料・所得制限なし）

- オンラインで申込可能です
（川崎市HP内で検索）

ひとり親 学習支援

検索



※生活保護を受給されている場合は、申込方法が異なるため担当のケースワーカーにお問い合わせください。

問合せ先

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

TEL200-2672 FAX200-3638